

「会社情報適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋・履歴付き)

(削除した箇所を青字・取り消し線で、追記した箇所を赤字・下線で表示しています。)

目次

	(頁)
第1編第2章 適時開示に関する実務要領	・・・1
第3編第1章 企業行動規範の概要	
3. 望まれる事項	・・・2
【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】	・・・3
第5編 東証への提出書類	
〔1〕 提出書類の概要	・・・4
〔2〕 内国株式関係の提出書類一覧	・・・7

冒頭

(中略)

(参考：3月期決算の会社の開示・提出書類等に係る年間スケジュール例)

月	日	開示・提出書類	開示・提出方法等
4月	下旬	定時株主総会アンケート(※2)	アンケート画面の専用URL(4月上旬頃、通知にてURLを提供)
5月	原則、期末後45日以内(※3)	決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
	期末後2か月以内	株券等の分布状況表(※4)	Target(書類を提出する→定期提出書類)
	<u>電磁的な方法による提供日まで</u>	<u>株主総会資料</u>	<u>TDnet(縦覧書類を作成・提出する)</u>
	発送日まで	株主総会招集通知とその添付書類	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
	変更が生じる日の2週間前まで	独立役員届出書	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
6月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
	総会后遅滞なく	コーポレート・ガバナンス報告書	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
	期末後3か月以内	支配株主等に関する事項など(※5)	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
7月	-	-	-
8月	<u>15日頃第1営業日</u>	東証から年間上場料等の請求書を送付(支払期日 <u>9-8</u> 月末)	Target(東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。)
	原則、期末後45日以内(※3)	第1四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
9月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
10月	-	-	-
11月	原則、期末後45日以内(※3)	第2四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
12月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
1月	-	-	-
2月	<u>15日頃第1営業日</u>	東証から年間上場料等の請求書を送付(支払期日 <u>3-2</u> 月末)	Target(東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。)
	原則、期末後45日以内(※3)	第3四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
3月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)

※1 このほか、潜在株式がある場合(権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合)には、毎月「上場株式数報告」の提出が必要です。

提出が必要な会社には、毎月最終営業日の夕刻にTargetのトップ画面の「未提出書類」に「上場株式数報告」を提供します。提出時期は提供された後から7日まで(1月と5月は10日頃まで)です。

※2 定時株主総会アンケートについては、3月期決算会社のみが対象となります。

※3 期末後45日目が休日にあたる場合は、その翌営業日までをいいます。

※4 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日が事業年度末日と異なる場合は、分布状況の判明後遅滞なく提出してください。

※5 開示が必要な会社のみ。詳細は「第2編第5章 その他の情報」を参照してください。

3. 望まれる事項

(中略)

(6) 議決権行使を容易にするための環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることとされています。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 次のaからfまでに掲げる事項に係る情報書類を、株主総会の日より3週間前日よりも前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置く 又は有価証券報告書に記載し電子開示手続により当該有価証券報告書を提出すること。
 - a 会社法第298条第1項各号に掲げる事項株主総会の招集の通知
 - b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類 (以下「株主総会参考書類等」という。)に記載すべき事項
 - c 会社法第305条第1項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領
 - d-e 定時株主総会の場合、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
 - e-f 定時株主総会の場合、会社法第446条第6項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項
 - f-e aから前e-fまでに掲げる事項書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の事項書類
- (4) 前号aからcまでに掲げる事項株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【上場規程第446条、施行規則第437条】

なお、東証では、株主の議決権行使環境の改善策の一環として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」への参加を紹介しています。上記プラットフォームへの上場会社の積極的な参加は、株主総会という機会をとらえて国内・海外の投資家と発行会社とのコミュニケーションを充実させ、投資家自らの権利を適確かつ迅速に行使できる環境を提供するものであり、その上場会社に対する市場からのより大きな信頼の獲得につながるものと考えます。未参加の上場会社の皆様においては、同プラットフォームへのご参加をご検討ください。

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】

I. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

(中略)

6. 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

[株主総会前における提出]

○株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報の記載内容に変更がある場合(※1)には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上は、株主総会の招集通知を株主に発送するタイミングに併せて届け出いただくことを想定していません。電子提供措置をとる株主総会資料の電子ファイルをTDnetを通じて当取引所に提出する(施行規則第420条第1項)際や、招集通知の株主への発送に先立ってTDnetを通じて当取引所に招集通知等の電子ファイルを提出する場合(施行規則第420条第1項、コーポレートガバナンス・コード 補充原則1-2②参照)はその際には、独立役員届出書も併せてこれと同時に提出することが考えられます。

[期中における提出]

○期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合(※2・※3)には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

※1 「再任」の場合でも、定時株主総会前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。

※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です(これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です)。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。

- ・独立役員を新たに指定する場合
- ・独立役員を指定解除する場合(社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含まれます。)

※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書の再提出は不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案(再任を含む。)が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映してください。

- ・属性情報の有無について変更がある場合(例えば、当初提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係が生じた場合や、取引関係がある先の業務執行者に就任した場合など。)
- ・属性情報の概要について変更がある場合(例えば、当初提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など。)
- ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準に該当することとなった場合

〔1〕提出書類の概要

(中略)

2. 書類の提出時期

東証に提出する書類には、上場会社の決算期に応じて毎年定期的に提出する書類と、上場会社のコーポレートアクションに応じて提出が必要となる書類があります。

決算期に応じて毎年定期的に提出する書類の提出時期については、下表を参照してください。

また、コーポレートアクションに応じて提出が必要な書類の提出時期については、後掲「〔2〕. 内国株式関係の提出書類一覧」の「提出時期」を参照してください。

(参考：3月期決算の会社の開示・提出書類等に係る年間スケジュール例)

月	日	開示・提出書類	開示・提出方法等
4月	下旬	定時株主総会アンケート(※2)	アンケート画面の専用URL(4月上旬頃、通知にてURLを提供)
5月	原則、期末後45日以内(※3)	決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
	期末後2か月以内	株券等の分布状況表(※4)	Target(書類を提出する→定期提出書類)
	電磁的な方法による提供日 まで	株主総会資料	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
	発送日まで	株主総会招集通知とその添付書類	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
	変更が生じる日の2週間前 まで	独立役員届出書	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
6月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
	総会后遅滞なく	コーポレート・ガバナンス報告書	TDnet(縦覧書類を作成・提出する)
	期末後3か月以内	支配株主等に関する事項など(※5)	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
7月	-	-	-
8月	15日頃第1営業日	東証から年間上場料等の請求書を送付(支払期日9-8月末)	Target(東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式)
	原則、期末後45日以内(※3)	第1四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
9月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
10月	-	-	-
11月	原則、期末後45日以内(※3)	第2四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
12月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)
1月	-	-	-
2月	15日頃第1営業日	東証から年間上場料等の請求書を送付(支払期日3-2月末)	Target(東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式)
	原則、期末後45日以内(※3)	第3四半期決算短信	TDnet(適時開示資料を作成・提出する)
3月	25日まで	決算発表予定日通知	Target(書類を提出する→定期提出書類)

※1 このほか、潜在株式がある場合(権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合)には、毎月「上場株式数報告」の提出が必要です。

提出が必要な会社には、毎月最終営業日の夕刻にTargetのトップ画面の「未提出書類」に「上場株式数報告」を提供します。提出時期は提供された後から7日まで(1月と5月は10日頃まで)です。

※2 定時株主総会アンケートについては、3月期決算会社のみが対象となります。

※3 期末後45日目が休日にあたる場合は、その翌営業日までをいいます。

※4 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日が事業年度末日と異なる場合は、分布状況の判明後遅滞なく提出してください。

※5 開示が必要な会社のみ。詳細は「第2編第5章 その他の情報」を参照してください。

3. 書類の提出方法

(中略)

<TDnet（縦覧書類の登録）での提出に係る留意事項>

[各縦覧書類に共通する留意事項]

- ・TDnetにご登録いただくと、当日からTDnetDBS等を通じて報道機関等に掲載されるほか、翌日から日本取引所グループウェブサイト上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社詳細」において公衆縦覧されます。
- ・システム処理の関係上、夜間・休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。
(開示指定日時を指定しない「コーポレート・ガバナンス報告書」「定款」及び「株主総会招集通知」は、これには該当しません。)
- ・書類を登録いただいた後、東証担当者が提出完了のための処理を行いますが、提出完了に係る連絡等はいたしません。また、その際に実際の提出時刻が指定時刻より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ・開示指定日時を指定する書類については、当日の9時～17時の時間帯でご指定ください。17時までの指定が難しい場合には、東証担当者にご相談ください。また、翌日以降の時刻を指定して登録することはできませんのでご注意ください。

[縦覧書類ごとの表題、公開項目、開示指定日時等の入力方法]

①コーポレート・ガバナンス報告書

表題	入力不要（自動で付与されます）
公開項目	入力不要（自動で付与されます）
開示指定日時	入力不要（提出後30分で自動的に縦覧に供されます。） ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日以降
最終更新日	コーポレート・ガバナンス報告書の最終更新日を入力

※コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領等については、「第5編 東証への提出書類 〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

②独立役員届出書

表題	「独立役員届出書」と入力
公開項目	「独立役員届出書」を選択
開示指定日時	提出日（平日）の9時～17時 ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日

※独立役員届出書の記載上の留意事項等については、「第3編第1章 企業行動規範の概要 【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】」を参照してください。

③定款

表題	入力不要（自動で付与）
公開項目	入力不要（自動で付与）
開示指定日時	入力不要（提出後30分で自動的に縦覧。） ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日
最終更新日	定款の効力発生日を入力

④株主総会招集通知

表題	「20xx年定時株主総会招集通知」又は「20xx年臨時株主総会招集通知」と入力
----	-----------------------------------------

	英語の書類には「Notice of Convocation Annual General Meeting 20xx」又は「Notice of Convocation Extraordinary Meeting 20xx」と入力 <u>※株主総会招集通知に加え、株主総会資料の提出も必要です。</u> <u>株主総会資料については、「20xx年定時株主総会資料」又は「20xx年臨時株主総会資料」と入力</u> <u>英語の書類には、「Materials for Annual General Meeting 20xx」又は「Materials for Extraordinary Meeting 20xx」と入力</u>
公開項目	入力不要（自動で付与）
総会種別	総会種別を選択
総会基準日	株主総会の基準日を入力
発送日	株主宛の発送日（ <u>招集通知</u> ）又は電磁的な方法による提供日（ <u>株主総会資料</u> ）を入力
公表日	取引所での公表日を入力 ※提出日の翌日以降、発送日の翌日（ <u>招集通知</u> ）又は電磁的な方法による提供日の翌日（ <u>株主総会資料</u> ）迄の日付を入力 ※公表日に報道機関等に配信及び日本取引所グループウェブサイトへ掲載
総会開催日	株主総会の開催日を入力

⑤法定事前開示書類の写し、法定事後開示書類の写し

表題	「法定事前開示書類（“組織再編行為等” ※）（“組織再編等の相手方会社名”）」又は「法定事後開示書類（“組織再編行為等” ※）（“組織再編等の相手方会社名”）」と入力 （※）株式併合、株式交換、株式移転、株式交付、合併、会社分割、全部取得条項付種類株式の全部の取得、特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認のいずれかを記入してください。
公開項目	「会社法上の事前開示書類」又は「会社法上の事後開示書類」を選択
開示指定日時	提出日（平日）の9時～17時 ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日
留意事項	提出日にTDnetDBSに掲載されるため、本店備置の始期を勘案の上登録をお願いします。また、適時開示より前に公衆縦覧されないことがないよう、登録に際してはご注意ください。

⑥譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書

表題	（第三者割当増資の場合） ・譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（新株式）」と入力 ・株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書（新株式）」と入力 （第三者割当による自己株式の処分の場合） ・譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（自己株式）」と入力 ・株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書（自己株式）」と入力 （第三者割当による種類株式等の発行の場合） ・譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（種類株式）」と入力 ・株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書（種類株式）」と入力
公開項目	「募集株式の第三者割当てに係る確約書・譲渡通知書等」を選択
開示指定日時	提出日（平日）の9時～17時 ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日
留意事項	公衆縦覧されますので、割当先又は譲渡先が個人である「譲渡報告に関する確約書の写し」及び「株式の譲渡に関する報告書」を登録する場合、住所は市区町村までとしてください。

〔2〕内国株式関係の提出書類一覧

以下に掲げる表は、上場規程に基づき上場会社が東証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

〔凡例〕

規……上場規程
施……施行規則
令……金商法施行令

- ※1 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である上場会社は、提出書類一覧の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」、「決定後速やかに」と読み替えてください。
- ※2 「開示資料で代用可」とは、上場規程に基づきTDnetにより開示した資料において東証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。

1. 株主総会関係

(1) 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株主総会招集通知及び 株主総会資料 その添付書類 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。	発送日（ <u>招集通知</u> ）又は電磁的な方法による提供日（ <u>株主総会資料</u> ）までに	施420条①	TDnet（縦覧書類の登録）

- ※1 提出後、上場会社が指定した日に公衆の縦覧に供されます。公衆縦覧されるウェブサイト（東証上場会社情報サービス）を株主総会資料の電子提供措置において利用する場合、その留意点をFAQとして上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
- ※2 発送又は電磁的な方法による提供後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類及び資料の提出は不要とします。
- ※3 定款変更に係る決議を行う場合は「10. 定款変更関係」の項目を参照してください。
- ※4 定款上に定時株主総会に係る基準日の定めが無い場合は、「4.（1）定時株主総会の議決権」の項目を参照してください。

(2) 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書 ※ Targetでは、会社情報等（臨時株主総会）。	決議後直ちに	施418条(6)	Target（直接入力）
② 株主総会招集通知及び 株主総会資料 その添付書類 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。	発送日（ <u>招集通知</u> ）又は電磁的な方法による提供日（ <u>株主総会資料</u> ）までに	施420条①	TDnet（縦覧書類の登録）

- ※1 ②については、提出後、上場会社が指定した日に公衆の縦覧に供されます。公衆縦覧されるウェブサイト（東証上場会社情報サービス）を株主総会資料の電子提供措置において利用する場合、その留意点をFAQとして上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
- ※2 ②については、発送又は電磁的な方法による提供後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類及び資料の提出は不要とします。
- ※3 定款変更に係る決議を行う場合は「10. 定款変更関係」の項目を参照してください。

以上